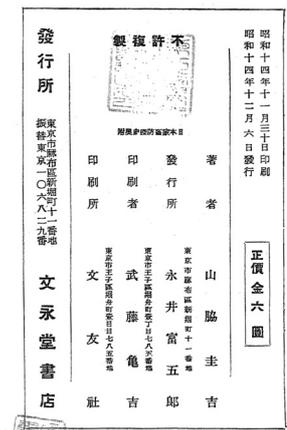
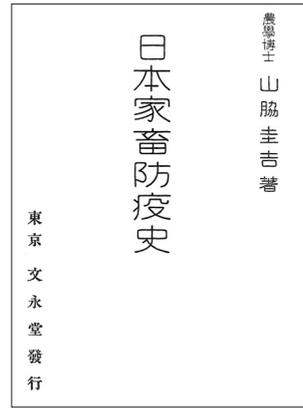


【資料】

温故知新
 日本の家畜防疫の幕明け(1)
 山脇圭吉著 日本家畜防疫史
 (昭和14年文永堂書店発行)

現代字版編集 木田克弥
 (帯広畜産大学 家畜・植物防疫研究室)



はじめに

過日、大学図書館運営委員の同僚教員から「書棚を整理していたらこんな本がありましたよ!」と渡されたのが、本書『山脇圭吉著、日本家畜防疫史』です。酸性紙のためかページの大部分は茶色に変色しています。紙が崩れないよう慎重にページをめくると、文章は旧字体で学生時代の教科書『山極三郎著 家畜病理学総論(文永堂)』を彷彿させます。早く読みたい気持ちとは裏腹に、読点がほとんどない上に難解な漢字の連続でなかなか進みません。手書き入力電子辞書(新漢語林)を頼りに『自序』を読むと、なんと、本書は我が国における家畜防疫の黎明期の記録のようです。さらに、目次に目をやると、第一編には『明治年代における家畜防疫事情』、第二編

には『大正・昭和年代における家畜伝染病の流行状況と防疫』、そして第三編には『大正・昭和年代における家畜防疫機構の変遷』と、明治から昭和初期の国内における家畜伝染病の発生とその時々日本政府の対応が詳しく記されているようです。特に、第一編第二章は文字通り『本邦家畜防疫の濫觴(らんしょう:起源)』として、明治初頭、海外との交流が活発になる中で、米国よりシベリアで牛疫が発生しているのに注意すべしとの警告を受け、時の政府は急ぎ海港での水際対策をとった様子が記述されています。一旦は奏功したかに思われましたが、第三章『明治初年における家畜伝染病の流行、予防並びに獣医事衛生施設』には、結局、明治5年から10年にかけて牛疫が国内で大発生してしまい、そして、その間の取り組みが記されており、その手法は今日の悪性伝染病発生時の対応とほぼ同じであることに驚かされます。

我が国では、この10年間だけでも口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚流行性下痢症、そして豚熱の脅威に曝されてきました。そこで、温故知新、本書前半部の明治年代における家畜防疫事情の記述(緒言~三章)から、我が国の家畜防疫体制がどのように始まり、構築されてきたのかを振り返りたいと思います。

本書は、史料としての価値は勿論ですが、ノンフィクションの読み物としても大変興味深いものです。転載に際して、文章はできるだけ元の体裁(読み方)を維持しましたが、文章は横書き、漢字は新字体、年号を含む数字も原則としてアラビア数字で表記し、適宜、読点を追加し、さらに現代人にはなじみが薄いと思われる言葉(漢字)については読みと意味を()内に追記しました。とはいえ、著者は古文の知識浅く、読み方には誤りもあると思われそうですが、ご容赦の上、150年前に思いをはせていただければ幸いです。

なお、転載に当たり、著作権確認のために文永堂出版

緒言..... 一

第一編 第一章 明治年代における家畜防疫事情..... 三

第二章 本邦家畜防疫の濫觴..... 四

一 牛疫豫防に関する布告の由来..... 四

二 悪性傳染病豫防に関する布告..... 六

三 傳染病豫防に就き牛皮輸入禁止の御沙汰..... 九

四 悪性傳染病豫防注意の事..... 一〇

五 リュンドルベスト説の譯文頒布..... 一一

六 畜産物輸入禁止解除の布達..... 一五

七 家畜屍體利用に関する布告..... 一五

第三章 明治初年に於ける家畜傳染病の流行、豫防並に獣醫事衛生施設..... 一六

一 牛疫以外の家畜傳染病の流行..... 一六

二 牛疫以外の家畜傳染病の流行..... 一六

株式会社に照会したところ、担当者様から「前社長（永井富久様）に聞いてみたが、80年前の発行であり、出版目録もなく、文永堂の出版物であると断定はできない。なお、昔は文永堂書店と称していた」とのご回答をいただきました。そこで、改めて本書の奥付をみると『発行所 永井富五郎』の記載があり、まぎれもなく文永堂の出版物であることが確認されました（永井富五郎氏は文永堂の創業者で、前社長永井富久氏のご尊父とのこと）。また、著作権は著者が所有するが、亡くなられた場合は、死後70年で保護期間が終了する（TPP加入前は50年）とのことで、山脇圭吉先生が亡くなられてから既に73年を経過しているため、現在は著作権フリーであることまでお調べいただきました。種々お調べいただきました文永堂出版株式会社様に心より感謝申し上げます。

自 序

従来本邦家畜防疫史として刊行されたもの、先に農商務省編纂に係る牛疫調査第一次、第二次（明治25～43年）及び大正14年度牛肺疫予防史の三巻がある。もっとも、これ等は単に当面の特殊防疫事情のみに極限されたものであって、本邦家畜防疫の沿革としてその諸般にわたる施設の発達、如何なる動機により如何に構成され、改廃されて今日に至ったか、またその間に処して、為政者の活躍と吾人（ごじん：われわれ）学界の先輩諸氏が、如何にその重責に任じ、獣医学術の発達と畜産の助長擁護に寄与したか、その変遷動行の跡を辿るべき資料の集載したる何物をも見出しえないことは、吾人の常に遺憾とするところであった。特に防疫史としての価値は、その根幹をなすべき実証的事例を集載引照して、その系統的基調の下に調査されたものでなければならぬ。

時に断片的随筆の類のないでもないが、それらは全然資料としての価値をなさないものである。

編者は現在当面の最古参者として、従来、幾多防疫の実際事務に従事し、且つ予防獣医学の調査研究の任にあり。従ってその資料蒐集に付きて比較的便宜の位置に恵まれた関係上、編纂に関し同学諸氏の切なる委嘱と、一つは自らの課せられた意義ある仕事の一つとして、これに系統的解釈を加え、以て広く後進者に伝えることの重責を痛感すると共に、一面、自己のいわゆる温故知新の感興に駆られた結果、ついに本誌刊行の計画に筆を染める事になった。

健全なる畜産の発達は家畜防疫の威力に俟（ま）たねばならぬ。即ち本邦の家畜防疫事務は農林省の主管するところであり、従ってその史料は同省保管公文書中より

拾集することが最も便利であり、正確であらねばならぬ。然るに、大正12年の関東大震災の惨禍は、不幸にもその保管記録の大部分を庁舎と共に烏有に帰していたことは、資料蒐集に当たりては一大障害であった。幸いに編者多年農林本省に勤務し、主として防疫事務に鞅掌（おうしょう：忙しく働いて暇がないこと）せる関係上、その重要公文書中、特に謄写し置きたるものありたるを基礎とし、図書館の渉猟（しょうりょう：文献検索）と、先輩学友諸氏よりの幾多貴重な史料の寄贈とによりて、編纂事務は予期以上の進捗を見、ここに発刊の運に至った事は編者の以て満足とするところである。

もっとも、収録方法に付きては、記事の極端なる要約に務めたと、且つ、編者経験に乏しくその体裁上につきては、自ら顧みて忸怩たるを禁じ得ないのであるが、幸いに当該事情に興味を懐かしむ諸氏に多少なりとも参考となり、且つ、永遠の記録として伝えることが出来たならば編者の喜びは之に過ぎないのである。

昭和14年秋 著者識（しるす）

【緒言に寄せて】

緒言には、江戸末期～明治初期の家畜防疫に関する世界情勢の概説と共に家畜防疫の必要性が説かれています。特に、国家を挙げて家畜防疫に取り組むことの重要性に関する記述は、現代にもそのまま当てはまるものであり、先人の知恵に改めて感銘を覚えます。

緒 言

畜産の発達を阻害するもの、家畜伝染病より甚だしきはない。本疫の流行は往々にして瞬時に畜群を蕩尽（とうじん：むだにする）せしめ、農業畜産の経済的基礎を破壊するのみならず、乳肉等畜産物の供給を滞し、労役の廃絶、貿易の阻害等商工業に、国民保健に、交通に、軍事に、その及ぼすところの影響はまことに広範重大である。また、ある種のものは人類を侵し、あたら（残念なことに）生命を亡くすもの少なからずに至っては、吾人生活上の脅威と言わねばならぬ。従って、これ等恐るべき家畜伝染病の予防制圧は、国家的に、公共的に重要事務であって、一国文明の施設として伝染病予防法の制定を必要とする所以である。世界文明国すべて、これが制定実施を見ざるはなく、英国は1869年、ドイツは1880年、フランスは1877年、ベルギーは1882年、オランダは1870年、イタリアは1888年、北米合衆国は1879年、ロシアは1879年、それぞれ予防条例を發布している。本邦においては、明治4年（1871年）牛疫予防に関する件を、

太政官第二七六号を以て布告されたるを家畜伝染病予防法の濫觴（らんしょう：始まり）とする。

そもそも家畜伝染病の予防制圧に関する記録は、中世紀に至るまでその実施せるものあるを聞かず、家畜伝染病の予防治療は専ら呪そ魔術に一任し、伝染病を一種の天罰なりと迷信し、只管（だかん：一心不乱）神仏の祈祷加護に重きを置いた。これひとり家畜の場合においてのみならず、人類伝染病についても等しく神仏の加護に依頼せるは勿論である。然るに、16世紀に入りて諸科学の勃興に伴い、獣医学術の進歩もまた大いに見るべきものあるに至った。ことに17世紀の初めにおいて、獐悪（どうあく：凶悪）なる家畜伝染病が諸国に流行し、これが病性の研究に従事する者続出した。即ち、1702年欧亜の国境に突発せる牛疫は漸次西方に蔓延して、1712年に至りついに欧州全土を席卷し、更に1740年には第2回の大流行あって、病勢猖獗（しょうけつ：猛威をふるうこと）を極め、ほとんど欧州全土の牛群を一掃して、古今未曾有の惨劇を演出した。

この流行により各国の蒙りたる損害は言語に絶し、一時は畜牛界全滅の非運を招いたという。従って、この大流行が因をなして、家畜伝染病の予防制圧は到底個人の力のみを以てしては、遂行し得らるべきにあらず、公共団体および国家的施設の必要を自覚するに至った。当時、さらに欧州各国にこれらの発生あり、人生に一大脅威を醸し、公衆衛生制度の進捗と相まってほとんど加速度的に家畜伝染病予防法の制定を促し、殊に18世紀に入りては各国ほとんど相前後して予防条例の発布を見、世界文明国における家畜衛生施設はここに新紀元を画するに至ったのである。

本邦においても明治初年、牛疫の侵入を契機として予防条例の発布を見るに至りたることは、これも欧州各国の予防事情とその軌（き：みちすじ）を一にしているのである。幸いに近年、家畜伝染病の流行は、これを往時に比して著しく蔓延の範囲を縮小せるのみならず、牛疫、鷲口瘡、牛肺疫等のごとき恐るべき伝染病は跡を断つに至ったことは、本邦畜産の発達上まことに慶賀すべき事柄であって、爾来（じらい：それ以来）科学の進歩に伴う防疫法の活用、衛生施設の充実、衛生思想の普及の賜物であらねばならぬ。よって、ここに本邦家畜防疫の沿革を述べて、その進歩の跡を訪ね、伝染病の流行とこれに善処した学界の活躍を偲び、いわゆる故きを温ねて新しきを知るの便に供する次第である。

【第一章 明治年代における諸行政官庁によせて】

いよいよ我が国の家畜防疫の黎明期に何が起きていたのか、『明治年代における家畜防疫事情』を読み進んでいきたいと思ひます。第一章では、江戸幕府から明治政府に行政制度が移り、国の仕組みが目まぐるしく変容する中にあっても、家畜に関する事務組織は、都度、しっかりと行政政府の中に組み込まれていく様子が記されています。

第一篇 明治年代における家畜防疫事情

第一章 明治年代における諸行政官庁

明治年代における家畜防疫事情を述べるに当たり、当時の関係行政官庁の変遷を知るの必要上、左にその大略を記することとする。

慶応3年10月14日 徳川内府大政返上聞かせられて、摂政、関白の職を廃止され、総裁、議定、参与の三職を置いて万機を行わせられた。慶応4年1月1日を明治元年1月1日と改称され、同年2月5日 布告を以て三職、八局、徴士、貢士の制を定められ、家畜に関する事項は右八局の内 民部局において司られた。明治2年7月8日 官制を改定し三職八省を置き、家畜に関する事項は民部省において司られた。同年7月27日 民部省廃止に付き、家畜に関する事務は大蔵省租税寮へ移管された。同年8月11日 再び民部省設置に付き、家畜の事務は民部省租税寮に移管、同年12月 布告を以て民部、大蔵の両省を合併して大蔵省となされた。同3年7月10日 更に民部、大蔵の両省に別れたるに付き、家畜の事務は民部省租税司において司られた。さらに同4年7月27日 民部省廃止に伴いて家畜に関する事務は大蔵省勸業寮に移管され、同年8月23日 勸業寮を勸農寮と改め、同5年10月 第三〇三号布告を以て勸農寮は廃止されて、家畜に関する事務は再び大蔵省租税寮において行われた。同7年1月9日 布告第一号を以て、内務省が設置されたが為、大蔵省租税寮中 勸農に関する事務は内務省に移管された。明治14年1月 布告第二一号を以て農商務省が設置されたるに付き、内務省勸農の事務は農商務省に移管された。

明治18年12月22日 太政官達第六九号を以て、官制の改革ありて太政官を廃し、内閣総理大臣、内、外務、大蔵、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、通信の各省大臣を以て内閣を組織された。而して明治19年2月26日 勅令第二号を以て、農商務省官制を定められ、家畜伝染病予防に関する事項は農務局において行われた。（法令全書による）

【次号に続く】

【資料】

温故知新

日本の家畜防疫の幕明け(2)

山脇圭吉著 日本家畜防疫史
(昭和14年文永堂書店発行)

現代字版編集 木田克弥
(帯広畜産大学 家畜・植物防疫研究室)

【第二章 本邦家畜防疫の濫觴によせて】

明治維新は黒船(米国)の影響を強く受けたことは史実の通りですが、本書第二章には、家畜防疫の実務もまた米国からの極めて大きな影響(指導)が端緒であったこと、すなわち、当時の政府が米国のアドバイスのもと、短期間に見事なまでの国家としての家畜防疫体制を構築した様子が描かれています。国境の水際対策の重要性が、なんと150年前にはしっかり認知されていたことに驚くばかりです。

第二章 本邦家畜防疫の濫觴

一. 牛疫予防に関する布告の由来

我が帝国は農を以て国本とし、畜産事業の重要不可分なることは言うまでもない。従って、これが奨励はつとに為政者の認むるところであって、古来馬政に関する職制あり。また、各所に牛馬牧の設定を見るが如き、また、明治初年これが統制に着手せる事業は同4年3月21日太政官布告に曰く「民部省に於いて牛馬その他有用獣類繁殖の規定を追々施行されるに付、従前牧畜の仕法等、取り調べ可差出(さしだすべし)こと」とあるが如き、畜産奨励の一端を伺うことが出来る。然るに維新前、並びに明治初年ころにおける家畜伝染病の流行状況については、その記録に乏しく、その詳細を知るに由なきも、江戸時代において各地に狂犬病の流行あり。また、内羅、扁次黄、たち病、かさ病などの名称のもとに腺疫、炭疽、気腫疽、仮性皮疽等の発生ありたるが如きも、当時一般家畜衛生の等閑視(とうかんし:放っておくこと)され、畜産助長の原動力たるべき獣医学は切支丹宗禁制のため、その余波を受けて当時蘭学は極端に排斥せられ、ただ草根木皮の投薬、瀉血療法など志那医術を伝えたる伯楽馬医の治療に委するのほか、ひとえに神仏の加護祈祷に依頼したることは、あたかも海外諸国の16世紀以前の状態に等しく、したがってこれら伝染病に対する団体的とか

国家的予防の施設を当時に求むることは、元より無理なる注文であって、人医の方面についてみても無論同様であったことは言うまでもない。

抑も(そもそも)、西洋医術は明治3年3月7日太政官布告を以て「西洋医術之義是迄被止置候得共自今採用可有之被仰出候事(西洋医術の儀、これまで止め置かれそうらえども、自今採用これあるべし仰せいでられ候こと)」とありて、この年始めて公の学問として取り扱われるに至った始末である。この衛生的揺籃時代に、突如米国上海駐在領事テイ・ワイ・マクガワンより我が上海在留外務省出張官員インデロングに宛て、シベリア海岸に悪性家畜伝染病流行ありて、漸次蔓延して対岸日本へも伝播すべき情勢にある旨、貴国政府に伝達相成りたしと別紙紙文の警告があった。我が国においては全く青天の霹靂、平地に波瀾を巻き起こしたことは想像に難くない。この思いがけなき危機に臨んで採った当時の為政者の措置は、吾人のまことに多とするところであって、まさに本邦家畜防疫施設はこのマクガワンの警告によって、その源を発したのである。即ち、右警告に基づき直ちに大学東校(注)に対し本疫に関する調査方を命じ、その予防法を一般に頒布し、以てこれが予防制圧の注意を喚起した。明治辛未年(明治4年)6月7日太政官公布第二七六号牛疫予防に関する布告は即ちこれである。まことに国家産業上家畜伝染病がいかに重大なる影響を及ぼすかを衆知せしめた重要な一布告であると共に、未だ家畜衛生思想の幼稚なりし時代として、兎も角も病毒侵入の未前において善処された努力は上出来と言わねばならぬ。この布告がひいて今日我が国の家畜衛生については勿論、公衆衛生の根幹たる伝染病予防法の生みの親となろうとは、当時予想も及ばなかったところであって、まさに本邦家畜防疫史の極めて輝かしき第一ページを飾るべきである。また、我々斯業(しぎょう:この分野の事業)に携わる者にとりて最も記念すべき事柄であったと言わねばならぬ。当時の当局諸公もさぞかし会心の笑みを漏らして居られることであろう。

(注) 大学校設置 明治2年6月15日太政官布告を以て大学校設置規定を定められて、大学校分校三所、開成学校、兵学校、医学校を設置された。

大学東校 明治2年12月17日太政官御沙汰を以て自今大学校を大学と改称し、開成学校を大学南校、医学校を大学東校と称すべし事。

【第二章 二. 悪性伝染病予防に関する公布によせて】

1871年(明治4年)、太平洋(極東地域)に進出していた米
国から、シベリアにおいて牛疫が発生しており、日本の畜産
業に重大な危機が迫っているのを徹底的に防疫すべきである
旨、米国の上海領事から我が国の駐在員を經由して日本政府
に進言されました。しかもその内容は、今日、家畜伝染病が
発生した際に行われていることと基本的に同じであることに
驚かされます。これを契機に、日本政府は家畜防疫体制を整
備し、『家畜伝染病予防法』の誕生につながっていったよう
です。

二. 悪性伝染病予防に関する布告

明治4年6月7日 太政官第二七六号を以て、悪性伝
染病予防に関し左のごとく公布された。

今般シベリヤ海岸ヨリ悪性伝染病流行ノ趣別紙訳文ノ
通上海官員ヨリ申来候ニ付テハ右予防法大学東校ニ於テ
取調被仰付一般頒布ニ相成候條此旨相達候事(法令全書
四年二四五頁)

公布文の訳：今般、シベリア海岸より悪性伝染病流
行の趣、別紙訳文の通り上海官員より申来(もうしきた
る)候については、右予防法大学東校において取り調べ
仰せつけられ一般頒布に相成り候條(すじ)、この旨相
達候事(あいたっしそうろうこと)

(一) 牛疫予防に関する米国領事の通告文(訳文)

シベリア海岸に「リュンドルペスト」流行起り、追々
蔓延、日本へも伝染すべき有様なれば、この趣日本政府
へご忠告ありたきなり。右時疫(じえき：流行病)す
で十年前に流行し、ロシアより起り漸次ヨーロッパ西
部に伝染したり。その伝染ゲルマン国へ及びたるとき
英国農学者をその病症吟味のためゲルマン国に送れり。
その人曰く、これ時疫必ず英国まで伝染なさざるべしと
堅く請負たり。されど、ついに英国に伝染し大いに流行
の後、家畜五万匹余り死亡するに至れり。わが合衆国政
府は、その節他国より家畜の輸入を禁じて、海岸よりこ
の病の伝染するを予防せり。よって、わが合衆国はこれ
まで如斯(かくのごとく)時疫の伝染を他国より受けた
ること全てなし。凡そ三年前、右の時疫東方より流伝し
来たり。昨冬海岸に流行し、且つ、朝鮮及びアムール
河辺特に甚だし。右「リュンドルペスト」は元來難治の
病毒なれども幸いに予防し得べくして、通例の「エヒゴ
クチック」(一種の流行病)のごとく蔓延せず、且つ空
氣中に導き伝えず。ただ、動物に伝え或いは人身よりし、
また衣類諸品よりし、或いはまた已に患ひし獣類の病原
を含める物品等より伝う。遠くその病毒を伝来するに至
るは、或いは獣皮より、或いは馬より、或いは一所より

他所に移す獣類よりす。右獣類は既に病毒を受けたる家
畜等なり。第一朝鮮あるいはシベリア地方より日本諸島
へ家畜を移すべからず、且つ、獣皮より伝染蔓延せんこ
とを防ぐべし。右病毒の流行、既に太平洋海浜一般に波
及せり。まさに右病毒、シベリアに伝うるを知るより以
前に先満州において見えたり。ロシア人この病を予防す
るに付き、馬を国境外に放せり。右は馬を若干里外の海
浜まで引き出し、その車より放ちしものなり。且つ、野
獣の多き所は右伝染の波及を避くべからざれども、宜敷
(よろしく)政府の配慮あるべし。万一、時疫起りたる
ときこれを防ぐ一術あり、右伝染を受けたる獣類は残ら
ず直ちに打殺し、その死骸を火中に投げ、焼捨すべきな
り。右病毒を受けたる獣類を打殺し伝染を防ぐといえど
も、なおその後、この病の流行漸く(ようやく)ヨーロッ
パに波及する所以はこれその死骸を焼き捨てざるによる
なり。日本は、その海岸に右時疫の起るは如何なる容体
のものになるやを知らんと要するならん。右時疫を受く
るや身中の筋々痙攣し、殊に頸肩背筋の痙攣を起こすを
以て、この病に感ずるを知るべし、また、獣類その病に
感ずるやその体を攣屈して四足を一所に輻め(あつめ)
頻りに寒慄(かんりつ：ふるえおののくこと)の容体を
顕わせり(あらわせり)。且つ、食物を嫌いてただ渴す
るのみなり。眼中目尻の所に一塊の光点を発し、久しき
後に消するなり。第二日目(に)下痢を発し、続いてまた赤
痢と変じ、三、四日に至り動物大いに衰弱す。右病を治
するに短きは七日、長きは二十日を費やす。その始め百
のうち十あるいは二十余りも病を受けざるにあたり早く
これを療すべし。その法よくこれを知れり。右時疫漸く
日本に拡がるにおいては、日本の家畜類残らず死するも
計らい難き故、その用意ありたきなり故に、この儀、貴
下ご同意ならば貴下のなす政府へご通達あるべきなり。

1871年6月27日

上海 テイ・ワイ・マクガワン
インデロング貴下

以上訳文忠告書を案ずるにテイ・ワイ・マクガワンは、
当時であって随分獣医学的知識を持って居った立派な獣
医行政官であったに相違ない。即ち、伝染病なる觀念を
深く時の我が要路者の頭に刻み込み、その病毒の依って
来る所よりさらに予防、経過に至るまで、今日吾々が説
き、且つ行いつつある所とその根本において何ら変わら
なき程度までの対策を進言して居るではないか。さらに、
訳文の末尾に「日本の家畜類残らず死するも計らい難
し」と強調し、我が当路者をして何等かの方策を建てね

ばならぬ事情に立ち到らしめ、その結果、即ち次のような予防法の緊急頒布となって現れてきたのである。一面、当時如何に畜産奨励の機運が動いて居ったかをうかがうことができる。

【第二章 二 (二) 予防法によせて】

家畜伝染病予防法の原型ともいべき『予防法』の全文の紹介です。以前にも述べましたが、この内容は、今日の家畜伝染病予防法、特に飼養衛生管理基準に通ずる記述が多く、防疫の概念がしっかりと認識されていたことがわかります。しかし、病畜を通じて人の健康を害することに関する記述もあり、病原体そのものに対する認識、特に人獣共通感染症の理解はまだ混んととしていたようです。

(二) 予防法 (リュンドルペスト家畜伝染病)

- 一、諸開港場厳に入船を改め、当分の内、生ける禽獣は勿論、新しき皮革の輸入を禁じ、殊更彼の地より来る物は厳に改めるべし。尤も (もっとも) 病人あらば、医官改めの上、その病に非れば上陸を免ずべし。
- 一、樺太、北海道、對州 (対馬) 等は、彼の地に接し、常々往来交易あれば殊に注意すべし。従来御国の皮革は北海道より来たりたるもの多ければ専ら注意すべし。
- 一、何れの地方にても追って御沙汰ある迄は病死せし禽獣を売買いたす事厳禁たり。もし売買せばお咎めあるべし。もしまた右売買せしを聞き及ばは申し出へし御賞あるべし。
- 一、右病死せし禽獣を食したるは其の皮を剥ぎ用いる事厳禁たり。
- 一、各地方において禽獣の死亡平日に増すことあらば、地方官に申し出で地方官より大学東校へ報知すべし。
- 一、禽獣死せば焼き捨てるべし。殊更、臨終に攣縮を發して死せし禽獣は油断なく焼き捨てるべし。
- 一、禽獣の屍を水中に捨てること禁止たり。若し見掛けはその所の役人へ報じ、取り揚げ焼き捨てるべし。
- 一、禽獣の死亡相増し候地方にては、一人予防に注意すべし。若し、病に感染せんと思わば、速やかに良医に托すべし妄り (みだり) に薬を服することなかれ。
- 一、すべてこの病を防ぐには病の伝染するとせざるとに拘わらず身体を清浄にし、成る丈衣服を洗濯し垢付けざるように様になすべく、家居も掃除をよくし、殊更、厩、牛部屋または鳥小屋、豚小屋等は成る丈清浄にし、当時禽獣の居るところに衣類など置かざるように心掛

けるべし。

- 一、天気よき日には、窓戸を開き、風入をよろしくし、室内を乾燥するを要す。
- 一、生煮えの物、熟さざる果物類、塩漬けの物、腐臭に傾きし物、硬強のもの等、平日たりとも成る丈是を慎むべし。
- 一、酒家は、総て禁ずるに及ばざれども、暴飲すべからず、且つ、房事を節すべし。
- 一、禽獣の肉を食うは、よく出所を尋ね、正しく食用のため殺せしものを食うべく必ず病死せし肉を食うことなかるべし。
- 一、当分の内、新しき皮革を日用に供することなかれ、殊更、新生皮を外国船または北海道より輸入すること厳禁たり。
- 一、禽獣の屍を浸せし水を飲む、またはこの水にて顔手足など洗えばこの病を受ける故に用水の源を正し、もし是あらば早々取り除き、川下へその趣知らせべきこと。

【第二章 三. 伝染病予防につき牛皮輸入禁止の御沙汰によせて】

牛疫の国内侵入が、大陸からの牛革の輸入によってもたらされるとの危惧から、『三. 伝染病予防につき牛皮輸入禁止の御沙汰』として、まずは牛皮輸入禁止の通知が、輸入の最前線であった対馬に発せられ、その1週間後には、『四. 悪性伝染病予防注意の事』として、全国府県に対し、悪性伝染病が発生した場合の詳細な防疫対応、とりわけ水際対策を徹底することが通達されました。斃死家畜の肉や皮革の利用を禁止、港湾検疫の徹底と共に、違反者を発見・通報した者には賞金を与えるなど、国の緊張感が伝わってきます。

三. 伝染病予防につき牛皮輸入禁止の御沙汰

悪性牛疫予防に関する件布告されると同時に厳原藩 (いづがはらはん：現在の長崎県対馬市、元の対馬藩) に対し、次の通り沙汰をなしている。

太政官御沙汰 明治四年六月七日^(註) 厳原藩

伝染病予防之儀付別紙之通御布告相成候條其藩従来朝鮮国ヨリ牛皮輸入之儀当分之所厳禁可致事 (法令全書四年二七七頁)

沙汰の訳：伝染病予防の儀につき、別紙のとおり御布告相なり候すじ、その藩、従来朝鮮国より牛皮輸入の儀、当分のところ厳禁致すべし事

【次号に続く】

【資料】

温故知新 日本の家畜防疫の幕明け(3)

山脇圭吉著 日本家畜防疫史
(昭和14年文永堂書店発行)

現代字版編集 木田克弥
(帯広畜産大学 家畜・植物防疫研究室)

以上を通覧するに本布告は伝染病の感染経路、予防制圧の対策、保健衛生思想の涵養、防疫制度の啓発という点について、明治初頭我が国医学および獣医学会に投げられた第一弾であって、実に暗夜の黎明と言うも差し支えないのである。日本文化の進展がすべて西洋文化の模倣により拙速に行われた当時の模様が、こうした方面にまでも現れているのは止むを得ないとしても、獣医、家畜衛生がこの時代によく重要視せられ、予防医学がリュンドルペストにより科学的且つ組織的に進展してきたことはまことに欣快(きんかい:非常にうれしいこと)とするところである。

本法発布当時において、リュンドルペストは家禽獣類のみならず人にも伝染するものと考えていたことは、右予防法内容によって推定されるのであるが、これが一面において本病のようによく重大視せられ、予防に焦燥した原因の一つであらねばならぬ。而して本予防法中には特に海港家畜検査制度の濫觴とも見られ、すべき規定が設けられ、殊に厳原藩に対し牛皮の輸入禁止を通達せられているなど、なるべく厳重に防疫に力を尽くしているところよし推せば、既に当時牛疫ますます志那、満州、シベリア、朝鮮に蔓延猖獗を極め、ようやく本邦に侵入せんとする危機をはらんでいたものと思われる。

(注) 本布告の公布日が6月7日とあるにかかわらず、前記訳文警告の日付が6月27日とあるは、後者の太陽暦日によりたるに對し、本邦においてはまだ旧暦によったのである。太陽暦の改正は明治5年11月9日 太政官布告第三三七号により、明治5年12月3日を以て明治6年1月1日となすとありて改暦されている。

さらに前記太政官布告に次いで民部省(明治2年4月8日官制制定さる)より6月14日付布達を以て、リュンドルペスト予防に關し、左の通り取締方を各

府県藩に命じ、太政官布告の予防法を一掃厳重に勵行せしめている。(法令全書明治四年四七〇頁)

四. 悪性伝染病予防注意の事

明治4年6月14日 民部省第14号を以て左のごとく悪性伝染病予防に關し注意書を各府県に布達された。

今般シベリア海岸ヨリ悪性伝染疫流行ノ趣相聞候間予防法之儀此程一般ニ御布告相成候ニ付追ッテ相達候迄府藩県ニ於テ左之通取締相立可申且沿海港湾有之地及避僻之郷ニ至ッテハ注意可致事

布達文の訳: 今般シベリア海岸より悪性伝染疫流行の趣、相聞こえ候あいだ、予防法の儀、このほど一般に御布告相成り候につき、追って相達し候まで、府県藩において左の通り、取締り相立て申すべし、且つ、沿海港湾有するの地および避僻の郷(へんぴな土地)に至っては注意いたすべしこと

一、牧畜場有の地は言うに及ばず市在共、斃畜取り扱い伺いの儀、総て予防法に掲載有の候通り、屹度(きつと: 確実であるさま)取締り相立て候様所置致し、時々官員巡視懇篤(こんとく: 親切丁寧で心がこもっていること)相諭すべし事

一、総て病により斃れし禽獸を売買いたし、或いはその肉を自他の食料に充て、またはその皮を剥ぎ用い候儀、厳重に禁止いたすべき事

一、もし、前条の禁止を違犯する者有の候は、嚴重に取りただし罪名を伺うべし。且つ、他より訴え出し候者有の候は、その賞(ほうび)の為、鳥目(ちょうもく: 中に穴があって鳥の目に似ていることから錢の異称)30貫文即時に差し遣うべし候、右これを兼ねて触れ示すべし事

一、港湾など商船輻輳(ふくそう: 物が一カ所に集中して混雑している状態)の地は、輸入の諸品を篤と検査いたし、皮革の類陸揚げの儀は厳禁令(いいつくる)べし事

一、船中もし病者あらば検査の上他の病に係るものは上陸を許し、時疫に類する病者はみだりに上陸を許さず相当の処置あるべし事

一、総て輸入品改め方嚴重に相成り候上は、内外密商の懸念少なからず候間、沿海の地は右取締りの筋に専ら注意致すべし事

一、伝染疫に類する病者有の候は、医員を以て篤と検査いたすため、そこ患いの徴候を詳密に記載し、早速届け出るべし事

ただし、患者治療の方法および看護の者心得を不日(ふ

じつ：すぐであること）頒布相成すべし事

右の外、総て予防法の旨趣（ししゅ：趣旨）に基づき嚴重に処分致すべし事

以上悪性伝染疫注意書によれば、斃死禽獣の取り扱いから輸入品の検査など、随分嚴重な規定を設け、皮革の輸入禁止は勿論、下手をすれば人の上陸まで禁止しかねまじき情勢であった。これは主として本文に見ゆるがごとく、本病の人に伝染するを恐れたことが重大原因をなしていることは、誰しも推し得られるのであって、科学の幼稚な時代には、こうした不合理な事柄が各方面に繰り返されていたであろうと言うことは、この一事についてうかがわれるのである。

【第二章 五. リュンドルペスト(牛疫)説の訳文頒布によせて】

そもそも牛疫とはどのような病気なのか、おそらく当時の大部分の人は承知していなかったと思われます（かくいう私自身、知っているのは病名だけです）。そんな中、大学東校（東京大学の前身）の研究者がヨーロッパの文献をもとに本症の解説をされており、本症の進行に伴う症状の変化に関する詳細な記述は、文字からもその恐ろしさが伝わってきます。さらに後段の“予防法”のところ、人は牛疫のウイルスを伝播するが、感染・発病はしないことも説明されています。これは牛疫の病原性（体）の正しい理解につながった反面、人への危害がないことが分かったためか牛皮などの輸入禁止の解除を行い、その結果、後年、国内での牛疫大発生につながっている。

五. リュンドルペスト説の訳文頒布

その後、明治4年7月5日 太政官第三二九号を以て牛疫予防に関して左のごとき訳文頒布の布告を発せられて追々本病の病性が明瞭になり来たったのである。（法令全書明治四年二七七頁）

太政官布告 第三二九号 明治四年七月五日

先般御布告ニ相成候伝染病疫之儀ニ付猶又大学東校ニ於テ別冊之通訳述候條頒布候事

布達文の訳：先般御布告に相成り候伝染病疫の儀につき、なおまた大学東校において別冊の通り訳述候すじ、頒布候こと

リュンドルペスト説

大学小助教 石黒 忠直 述

リュンドルは角獣類、ペストは時疫の儀にして、即ち獣類伝染病の儀なり。和蘭レーデン府第一等獣畜医「ステーゲルワルド」氏所著家畜治療書にその症状並びに病

死解剖説と治法とを載せたり。近日上海在留外務省官員の報知によれば、今年この病専らシベリア地方に行われ、これがために獣畜の斃ること甚だ多しという。蓋し（けだし：まさしく）牧畜盛んなる地に一牧場に数千頭を牧し、一柵中に数十頭を飼うゆえに、もし一獣この病に感じてそのし尿、唾液の糞（まぐさ）飲水等に混ざる時は、他獣必ずこれによって感染し、駿々として（早いこと）満場満野に及び、ついに全国に蔓延す。皇国の如きは牧場広くし獣畜少なく、したがってこの憂いもまた大ならずといえども、方今（ほうこん：ちょうど今）朝廷さらに牧養の業興さんと給い、庶民もまたようやくこの業に就きしものなれば、忽に（おろそかに）すべからず。元来、生霊を健全に保ち疾病を未発に防ぐ者、我が道の本旨なれば予め予防法を記し、以て四方に布かずんばならず。しかれどもこの疫、未だ皇国に流伝せざるを以て親ら（みずから）病屍を剖検して病理を考究することを得ず。故にこの篇は主に「ステーゲルワルド」氏の説を訳記し、次に上海報知の症状を録す。その他なお精密の方法においては海外の再報を待つのみ

病論

リュンドル疫の病たる年齢および時令（じれい：時節）かかわらず、その流行に方れば（あたれば）殆ど免れるもの少なし。しかれども、一回これに患えば終生再感することなし。その病性、猖獗にして伝染速やかなれども、幸いにして常に流行甚だ稀なり。その流行するや殊に戦争の後、自国の家畜を屠り（ほふり：体を切り裂く）尽くし、他方より死畜を輸入する時、この流行を伝来することあり。昔年嘗て（かつて）「ポドリ」(地名)「オンカリー」(地名)より死畜をドイツに輸入し、更に和蘭（オランダ）に輸送せし時、独蘭（ドイツ・オランダ）の二国に大いに流行せしことあり。和蘭においては1800年代の初めと5ヶ年前とに流行し、普漏生国（プロイセン国？）にては去年仏蘭（フランス）と戦争の時この流行に逢えりという。

症状および経過

病初に寒熱を発し、頭首を震掉（しんとう：震わせること）し、あるいは憔悴困臥（しょうすいこんが：くたびれて寝ること）するものあり。或いは、頓躁（とんそう：こうふん）悶死するものあり。あるいは、四足にて地上を叩き或いは咬牙（こうが：歯ぎしり）して以て苦状を現す。而して漸く咳嗽を發し体温変換し、初めは鼻口乾燥して熱し、眼は湿して乾燥せざれども、終には鼻眼共におびただしく粘液を流するに至る。但し、病初1、2日はなお食思ありて、まぐさを食べども、平日のごと

く反芻すること能わず。口内を検すれば唾充滿し、舌口蓋齒齦肉の表面に小さき胞瘍を發し、破開すれば紅色の痕を遺し、微く（ちいさく）出血す。もし腰椎の辺りを圧せば必ず基部を下に牽曲す。また四足を一所に集めて臥し、以て背を屈鉤す。病機漸く亢進すれば下痢を發し、尾を動揺し皮下に氣腫を生じ、4日乃至7日にして斃る。

上海報知によれば獸畜、リユンドルペストに罹れば筋肉、殊に頸背の諸筋に痙攣（けいれん）搐搦（ちくじゃく：ひきつること）を發し、戦慄の状を見、背を屈し四肢を一所に集め大いに煩渴（はんかつ：しきりに欲しがらる）して食嗜なく眼の内皆に脂粒を結び、第2日に至りて下痢を發し、下痢亢進すれば赤痢となり、第3日第4日の後大いに衰弱し、経過急なるは7日、慢なるは20日に至るその流行の病性軽き時は100匹の病獸中10乃至20匹は回復し得可（うべ）けれども病性重きに至りては、100中100死を免れず。

病屍解剖説

獸屍を剖視して著目すべき症状は、「ブーク」胃甚だ膨脹して、且つ硬く中に乾きたる糜爛物を含み胃粘膜の表面に黒色を現し、乾燥し剥離しやすく、「レグ」胃および腸はきんしょう（からだの一部分が赤く腫れ、熱をもっていたむこと）の症徴を現し、あるいは壞疽に傾くものあり。脾は蒼白色に変じ、あるいは弛緩し、あるいは縮小す。肝は赤色にして軟らかに変じ、胆のうちには大量の胆汁を充滿す。肺臓その他全身諸部別に異常なし。但し、筋肉の色鮮紅ならず。

予防法

それ此の病性の猖獗なると伝染の迅速なるとを以て未だ確たる治法あらず。もし、この疫病に罹れる獸畜あらば、ただ速やかにこれを殺し、その屍を焼き捨て、以て伝染を防ぐの策あるのみ。然れども、全部全国牧養を業とする民多き時は、また、政府より嚴令を下して普く（あまねく）その伝播を防ぎ、以て予防法を守らしむべし。

上海の新報によれば、この毒の伝染は他の伝染病のごとく大氣の媒介によって数百里外に伝播するものに非ず。故にその予防法またただ（はなはだ）難しからず。もし、一獸この病に罹れば速やかにこれを捕らえ、別に隔絶せる柵中に畜い（飼い）、且つ、その獸触れる所の秣、飲料水は決して之を他畜に与うべからずと言う。以上挙ぐる所は畢竟（ひっきょう：最終的な結論として）ただ家獸の伝染病にして復（また）人に伝染するものに非ず。即ち例えれば、南牛舎の牛この病に罹り、北牛舎の牛つがなきも、南牛舎の牧者北牛舎に往来すれば北牛舎の牛またこの病に罹れども、牧者は少しも患いを受けるこ

となしと言う。これ以てその人に伝染せざるの左証とすべし。

以上、リユンドルペストに関して、大学東校に洋書を翻訳せしめ予防施設の指導を為さしめたるは、先に文久2年「コレラ」流行に際して洋書取調所教授方ををして蘭書を翻訳せしめ、その予防治療に関する所説をあつめて上梓し、これを一般に知らしめたる故知に倣ったのであると言われている。

右翻訳により、大体においてリユンドルペストの本体を掴み得たものの如く、爾來リユンドルペストは専ら家畜の伝染病として、諸藩の政令も公衆衛生上に及ぼしたるものなく、純然たる家畜伝染病予防法の根幹として活用されるに至った。然して、この間、公衆衛生方面においてはコレラ侵入し、これに対する諸藩の予防規定がようやく設けられんとするに至った。

然るに同年10月に至り、民部省は「リユンドルペスト」の予防を当初重要視したほどの必須事でもないと考えたのか、または畜産物の需要に迫られて輸入関係に考慮を払うに至ったのか、将又（はたまた）人類に感染しないということが判明してきたためであるか、左記の通り同省布達第五一八号を以て各海港における輸入禁止の解除を命じた。恐らく必要欠くべからざる畜産物の需給関係と人類に感染せずということがこの結果を生んだものと推察されるのであるが、更に、明治6年3月には太政官布告第七六号を以て同四年六月十四日付 民部省布達第一四号を緩和して、斃獸の皮骨肉の利用をむしろ奨励せるが如きは、当時国民の家畜衛生思想乏しく、獣医学術の幼稚なりし時代において、しかも対岸諸国に恐るべき牛疫流行の警告あるにかかわらず、無謀なる朝令暮改の殷鑑（いんかん：戒めとすべき失敗の前例）は、遠からず同年七月の頃、牛疫侵入大惨害を見るに至った。ために漸次發達の機運に向かいつつありし我が家畜業も、ここに一頓挫を來すに至ったことは、その侵入蔓延の動機があるいは不可抗力であったかも知れないにしても、当時の為政者の気持ちが当初の緊張から漸く緩んできて、不幸なる認識不足に陥り事態を樂觀し過ぎた罪として非難の咎を受けても致し方はあるまい。まことに遺憾の次第である。

【次号に続く】

【資料】

温故知新

日本の家畜防疫の幕明け(4)

山脇圭吉著 日本家畜防疫史
(昭和14年文永堂書店発行)

現代字版編集 木田克弥
(帯広畜産大学 家畜・植物防疫研究室)

六. 畜産物輸入禁止解除の布達

民部省布達第五一八号 明治四年十月五日

去ル六月家畜伝染病予防法中海港場ニ於テ嚴ニ入船ヲ改メ当分ノ内生禽獸ハ勿論新皮革等輸入ヲ禁シ候云々御布告ニ相成候へ共最早不及其儀候此旨相違候事(法令全書明治四年三六二頁)

布達文の訳：去る6月、家畜伝染病予防法中、海港場において厳に入船を改め、当分の内、生禽獸は勿論、新皮革など輸入を禁じ云々御布告に相成り候えども、最早、その儀、及ばざる候、この旨、相違し候事

七. 家畜屍体利用に関する布告

太政官布告第七六号 明治六年三月

病死禽獸ヲ食料ノ為致売買候事ハ兼テ嚴禁候處天然死或ハ通常ノ病ニテ斃死候者ハ皮剥取骨肉等田園の培養に利用候義不苦候於各地方右弁別厚ク可致注意事但シ流行病死ノ者ハ焼棄勿論ニ候事(法令全書明治六年七六頁)

布達文の訳：病死禽獸を食料のため売買いたし候事は、かねて厳禁候ところ、天然死あるいは通常の病にて斃死候ものは、皮剥ぎ取り、骨肉など田園の培養に利用候義、苦しからず候において、各地方右弁別厚く注意致すべし事。但し、流行病死のものは、焼き棄てるは勿論に候事

かくして本邦における家畜伝染病の予防制圧に関する諸制令はこの明治4年中に発せられた牛疫侵入防止に関する交付が基礎骨子となったのである。

【第三章 明治初年における家畜伝染病の流行、予防並びに獣医事衛生施設 一、牛疫の流行と予防によせて】

これまで、明治初期において、我が国の家畜防疫がいかなるものであったのかをご紹介してきました。第三章では、ついに国内でも深刻な家畜伝染病(牛疫)の流行に見舞われた

ことについて、その経緯と清浄化方策が記述されています。

明治4年6月、テイ・ワイ・マクガワンの警告を受け、インデロングより連絡を受けた明治政府は、急遽、牛疫侵入防止のための水際対策「悪性伝染病予防に関する布告」を講じました。これこそが、我が国家畜防疫の起源であったことは既にご紹介の通りです。そして、同年7月には、牛疫の理解を深めるために、ヨーロッパの牛疫に関する報告の訳文を頒布し、牛疫がいかなる疾病であり、人への危害について周知が図られました。

ところが「悪性伝染病予防に関する布告」からわずか半年後の10月には、なんと政府は畜産物輸入禁止などの水際対策を解除し、さらに、明治6年3月には、家畜死体(皮や骨)の利用の推奨を布告したのです。おそらく、この間も、大陸では牛疫は継続していたのでしょう。ついに、明治6年夏、牛疫の大流行が始まったのです。著者山脇圭吉先生も述べられていますが、まさに「朝令暮改」、今日のように海外からの情報が簡単に入手できる時代とは異なり、国内では何も起きていない中でなんとなくの安心感から安易な規制解除に走ってしまったのでしょうか、改めて、リスク評価の重要性に思いを巡らされます。

しかしながら、この疫病の大災禍の経験は、現代に通じる悪性伝染病の防疫制度の確立および清浄化のための具体的な対策技術の確立につながっていったものと思われる。

第三章 明治初年における家畜伝染病の流行、予防並びに獣医事衛生施設 (獣類伝染病予防規則制定に至るまで)

一. 牛疫の流行と予防

本邦の牛疫流行に関しては古い文献に徴(しるし)するものがない。第一回の流行は果たして何れの時代であったか不明であるが、史実に現れた第一回の流行は明治5年勸業寮所属の牛297頭の斃死があったことであるが、この伝染病が果たして牛疫なりしか否かは信憑すべき専門家の記録がないことと、牛疫という名称は諸種の流行牛病に濫用せられておったが故に、今日これが判断に苦しむといえども、明治6、7年に至って遂に猛烈なる牛疫の大流行を来せるを見れば、恐らく真正牛疫であったようである。

当時の流行状況は、実に我が畜牛界に大打撃を与えたものにして、その流行状況を見るに東京帝国大学名誉教授 津野慶太郎によれば、明治6年7、8月頃より流行を始めて京都、大阪の2府および神奈川、兵庫、和歌山その他20県下にわたって発生蔓延して、同年末までに畜牛の斃死せるもの42,297頭に及んだ。就中(なかんず

く：とりわけ）和歌山、千葉の2県が最も猖獗惨害を極めたという。この年10月大阪府病院長高橋正紀は教師「エルメンス」と共に実地調査して真正牛疫と鑑定した。同7年および8年には千葉および静岡の2県に流行した。殊に7年に房州嶺岡牧場に侵入して一時に1,200余頭を斃したという。千葉県下における本病の発生は明治6年より引き続いて流行せるもので、その終息の見当がつかなかったために、内務省に申請して雇米人および勸業寮官吏が出張して之が防疫に従事したとあり。この流行においては病性が猛烈で、従って蔓延の迅速、且つ斃死率が高かったため、各農家は業をなげうってその予防に努めたるも、その効果が全然なかったという。和歌山県においては畜牛がほとんど全滅したるために、井口某は、明治6年12月牛耕に代わるべき農具を案出してこの発売方を県庁に願ひ出したとのことである。

同8年においては、余燼（よじん：火事などの燃え残っている火）なお息まず（やまず）、諸所に流行を認めた。殊に同年12月には新宿勸業寮および寮支庁内において翌年1月まで流行して57頭の畜牛が斃れた。続いて東京府下の乳牛に伝染流行を来し、明治9年には下総牧羊場の耕牛に本病が発生して115頭を斃した。当時未だ泰西（西洋）獣医学に通ずるものなく、法規がまた不備であって、全く防圧の力は及ばなかったのである。この年、本病のために斃れたる牛が471頭、撲殺せるものが93頭ありて2府14県下に流行したのである。明治10年においては、斃牛123頭、撲殺33頭ありたるのみで、同年末漸く終息するに至った。初発依頼本疫のために失いたる牛頭数は明細なる統計は欠くけれども、無慮（むりょ：およそ）5万頭を下らなかったと言われている。当時の牛1頭の代価平均20円と見積もるも国家の財産を失うこと大約（たいやく：おおよそ）100余万円、これに付帯せる予防消毒の費用より直接に農耕運搬の業務に与えたる損害を計算すれば、果たして幾何（いくばく）の巨額に上った事であろうか。況や（いわんや）当時は汽車その他交通の便、今日のごとくに文明の利器なき時代において、尚且つ、かくのごとき惨害を受けたることは明治4年インデロングの警告（日本の家畜残らず死するもはかり難きとあり）が過言でなく実証されたわけである。

以上、未曾有の大流行に際して政府は疫牛統計調査のため明治6年11月左記の通り大蔵省第一六九号達を発している。（法令全書）

また、予防策としては明治9年2月 内務省乙第二〇号の疫牛処分仮条例を發布している。さらに、同年3月その施行規則或いは細則とも見るべき伝染牛疫予防並びに斃死後処置を通告している。

伝染牛病死亡頭数調査届出の件

大蔵省達第一六九号 明治六年十一月二十八日

本年未曾有の伝染牛病流行候付而者各管内村々に於て右病に罹り死失候農用牛毎戸頭数取調可成速に租税寮へ可届出此旨相達候事

布達文の訳：本年未曾有の伝染牛病流行候に付き、なんじの者各管内において右病に罹り、死失候農用牛、毎戸頭数取調べ成すべし。速やかに租税寮へ届け出でるべし。この旨、相達し候事

牛疫処分仮条例

内務省達乙第二〇号 明治9年2月29日

伝染病牛予防の儀、去る明治4年辛巳（かのとみ）6月7日太政官公布の趣も有りの候ところ、近年内地に流行し既に明治6年より7年に至る迄に牛疫に罹り斃れるもの全国42,000余頭に及び、農業を妨害し牧畜の進路を遮断するなど巨害枚挙するに遑（いとま）あらず、元来右伝染牛疫の儀は欧州諸国においてしばしば流行し、惨害無量、結局難治の症にして、甚だしきは殆ど一国の健牛を蕩尽するに至り候義も往々有りの候ところ、未だ彼地においても治癒の方法相立せず、到底これを左右するも経費徒勞に属し、専ら人手より他に伝うるの実害あるに付き、速やかに患牛を撲殺し伝染の根源を断ち、健牛を予防するを以て、古今良医の論とする所に付き、牛疫の徴候有りの節は、断然牛主共において撲殺するは当然の事に候えども、一時姑息の情よりして因循（いんじゅん：しきたりにとらわれて改めようとしないこと）時機を失い、終に疫毒蔓延候えては不容易儀につき、特別の詮議を以て賠償撲殺法取設條（とりもうけすじ）別紙疫牛処分仮条例に照準以来、各府県において精密その徴候を探偵し牛疫の疑いあらば牛価を其の主へ賞与し、速やかにこれを撲殺し、疫毒の源根を滅却候様取り計らうべし。尤も照会のため牛病新書並びに牛容体書下り渡し候すじ、篤と照準夫々処分方厚く注意。なお、管内人民へも告諭致すべし。この旨相達し候事（法令全書）

【次号に続く】

【資料】

温故知新

日本の家畜防疫の幕明け(5)

山脇圭吉著 日本家畜防疫史
(昭和14年文永堂書店発行)

現代字版編集 木田克弥
(帯広畜産大学 家畜・植物防疫研究室)

疫牛処分仮条例

第一条

- 一、人民飼育の牛疫病あるときは其の牛主においては兼ねて管轄庁より告示する所の医に請うて診察せしめ、もし牛疫の徴候あらば直ちにこれを区戸長に届け出、区戸長よりは速やかにその旨管轄庁へ届出づべし
- 但し、医員懸隔(けんかく：かけはなれていること)の地等において之を迎えるの際、既に牛疫の徴候あるときは直ちに区戸長に届出づべし

第二条

- 一、管轄庁においては区戸長よりの具状(ぐじょう：事の次第をくわしく書いて上申すること)により速やかに官員を派出せしめ、検査の上、疑いあるものは病の軽重を問わず直ちに之を撲殺し、その他は専ら予防法を行うべし

第三条

- 一、牛疫感染の牛を撲殺するときは相当の代償を其の主の下渡すべし故に、所有者において之を拒むべからず
- 但し、牛価を其の品位により相当支給すべしといえども必ず一頭に付き金30円を超ゆべからず

第四条

- 一、牛疫発見せば直ちに管内に布達し、および勸業寮並びに接近の地方庁へ之を通知すべし

第五条

- 一、牛疫発見したるときは、その場所より凡そ方(ほう：距離)二里(現代の8km)以内の地を限り直ちに道筋に表札を建て、病牛は勿論、健牛といえども右限外に出ることを禁じ、また、他より限内に入ることを禁ずべし。仮令病相全く滅却の後たりとも、なお3ヵ月を経ざればその出入りを許すべからず

但し、四方10里以内、畜牛無しの場へ往復或いは移伝するはこの限りにあらず

(本項は、明治9年5月15日内務省達乙第六〇号により増加並びに但し書き更正左のごとくした)

第六条

- 一、牛疫云々、その出入りを許すべからずの下に「尤四方10里位内畜牛の無しの場へ往復或いは移伝するはこの限りにあらず」の28字を加う

但し、標札文面および寸法等はその地方の適宜に任すべし。尤も右費用は府庁税の内より支出すべし

第七条

- 一、牛病新書および疫牛容体書1府県に付き20部宛下渡すべきに付き、各管内適宜の地に於いて相当の医者を撰み(えらみ：より分ける)右書類を下渡し、予め講習せしめ牛病の診断をなさしむべし。且つ該医の住所姓名は管内に告示すべし

(明治9年5月15日内務省達乙第六〇号により但書追加)

- 一、牛病新書云々

但し、医員手当金の儀は昨8年4月太政官第四九号交付第一条に準拠し、その時に予備金を以て支給致し置き、3ヵ月分取りまとめ大蔵省へ請取り(うけとり)方申し立つべし

(明治14年11月21日農商務省達乙第一一号により但書追加)

但し、医員の手当は1ヵ月金15円以内を以て勤日数に応じ、旅費は定則日当表五等府庁管内旅費を支給すべし

第八条

- 一、牛主へ償付する金額は何うに及ばず、予備金の内を以て速やかに施行し、医員の診断書および牛主姓名頭数金額など詳細取調書相添え、その時に当省へ届け出づべし

但し、金員受け取り方の儀は3ヵ月分取り東ね大蔵省へ申し出づべし

(明治11年2月4日内務省達乙第九号により追加)

- 一、牛主へ云々姓名頭数の下に「年齢」の二字を追加

第九条

- 一、疾病に斃れ或いは撲殺したる牛の遺骸は辛未年の公布に照準し焼き棄てるは勿論なりといえども、その地方の便宜により一丈二尺の地下に埋没するも妨げなしとす

(明治9年5月15日 内務省達乙第六〇号により但書追加)

- 一、疾病に斃れ云々

但し、焼棄埋没等の費用は所有者の自費たるべし

(明治9年8月10日 内務省達乙第九四号により但書追加)

一、疾病に斃れ云々

但しの下に「撲殺」の二字を加える

(明治9年5月15日 内務省達乙第六〇号を以て第十條及び第十一條を追加)

第十條

一、第五條中健牛の他より限内に入るを禁ずるといへども、各開港場外国人在留の地に於いて目下食料に欠乏するが如きは嚴重検査の外、屠牛に限り此の例にあらず

第十一條

一、隣府県接比の村より牛疫發起する時は該庁と協議し管轄の内外に関せず限内を定むべし

茲に紀元1865年英國に於いて牛疫流行の際、同國家畜醫の中最も卓越なる博士「シモンズ」氏をして書せしむる所の説、左のごとし。

牛、大いに沈鬱して活発ならず。食を反芻するを止め、頻りに戦慄し、行歩蹒さん(ばんさん：足を引きずっていくさま)たり。寒甚だし、呼吸促迫して頭を低くし、眼球紅色を潮して(さして)涙を流せり。鼻孔より粘液を生じ内唇および上顎において生色なるものを基布(きふ：基石を並べたように点々とちらばっていること)して且つ下痢あり。

ポーランド国の博士「セーマン」氏の説、左のごとし。

牛の食欲欠乏、反芻を止めて鬱悶して口中並びに小牙より粘液を生じ、小瘡を發し臭気を放ちて粘液を泄し、次いで臭気ある下痢を下し、咳嗽し漸次衰弱して偶(まれに)きんれい(歯ざしり?)し、頭を一方に屈て斃死す。また、博士「レーヤド」氏が疫病伝染の性について著す所の書中に述べたる左の説は1757年より公告せり。

この伝染疫の初徴は食欲減少し、頭を伸ばし嚙下するに困難、耳は痒を覚ゆる如く揺してまた垂れり。眼暗濁なり。怠慢にして運動を好まず、爾後、全く食欲を絶す。眼鼻より濃様の液を泄し、常に下痢し上顎および口瘡に於いて結膿し、多く夕時に在りて横臥せり。因って今ここに当牧羊場第一区の兩國沖に於いて斃牛の徴候いかがありしやを陳すべし(申し述べる、主張する)。

牛の食欲欠乏し、反芻を止め頭および耳を垂れ、間欠厥冷戦慄し、下痢を生じ咳嗽し呼吸促迫す。眼鼻より粘液を泄し、初め眼より出たる液は全く希薄なれども、病長ずるに及んで次第に稠厚となり、ついに膿状に変せり。病牛の内、前に記載する学士「レーヤド」氏が述ぶる説

のごとく、頭を伸ばせし徴候あるを注目せり。而して(しこうして：それに加えて)専ら博士「シモンズ」氏が説のごとく、行歩踉蹌たり、また、咳嗽きんれい(歯ざしり?)することポーランド国の学士が説と同一たり。

伝染牛疫予防法並びに斃死後処置に関する通達

内務省達乙第二四号 明治9年3月7日

今般伝染牛疫処分条例相達す。なお、別紙の通り予防法並びに斃死後処置相達し候事、篤と管内人民へ論達致すべし。この旨相達し候事(法令全書)

(別紙)

伝染牛疫予防法並びに斃死後処置

(一) 伝染牛疫予防法

一、もし一戸に伝染牛疫の徴候顯する(あらわする)ときは、牛疫処分仮条例を遵奉し、これを撲殺してその死体は速やかに一丈二尺の地下に埋没するか或いは焼棄するはもちろん伝染病に紛らわしきものといへども、直ぐ様、その由を近隣に知らせ、健牛を所持するものと互いに往来出入りすべからず

一、一戸数頭の牛を畜養するものは、もし一頭の牛牛疫の徴候あるときは、直ちに健牛を他の牛類無きの地へ引移すべし。もっとも牛疫処分仮条例の通り、その場所より凡そ方二里以内の地を限りとす

一、一地方に伝染病發起の聞こえあれば、一層注意、厩舎を清浄にし、寝藁など度々取り換え、湿気を乾かし、空気の流通をよくすることを怠るべからず。且つ、左の薬剤を時々厩内に散布すべし

一、石炭散水 石炭酸 二勺、水 一升五合位

または

一、塩酸カルキ水 塩酸カルキ 一合、水 一升五合位
右の薬品に乏しき地にては生石灰を散布すべし

一、飼料は軟らかにして消化し易き物を与えるべし。但し燕麦粉の得やすき地にては常食に与えるを最良とす

一、干し草は塩水を振りかけ潤し与えるべし

但し、多分の青草を与えるは下痢を醸す恐れあれば加減すべし

(二) 斃死後処置

一、伝染病とおぼしき病にて斃れるものあらば、厩舎の内外をよく洗い、硫黄一斤を燻し、石炭散水を散布して臭気を去らしむべし。もっとも、病牛糞尿その他治療に用いたる一切の物品は深く土中に埋めるかまたは硫黄を散布して焼き捨つべし

一、病牛を取り扱いたる人は衣服を取り換え、身体を清

浄にし、1週間を経ざれば健牛に近づくべからず

- 一、総て斃牛を取り扱いたる場所へは石炭酸水を散布すべし（生石灰にてもよし）
- 一、伝染病牛斃死の厩舎へは、6ヵ月を経ざれば健牛を繋ぐべからず

以上の内容に徴するに現行家畜伝染予防法の実施に於いて勵行せられている病畜の発見、届出、検診、隔離、告示、撲殺に対する損害補償（殺手当金の支給）、死体および物品の処置、移動禁止区域の設定、消毒法および一般予防法に関する注意事項等に至るまで伝染病予防制の骨子が大体において網羅されているのである。即ち伝染病予防の方法は、各種疾病により各々特色を有するにせよ本邦家畜伝染病予防法の骨子が、牛疫によって発祥し、漸次形態を整えて来たという経過は、これによっても明らかであることを重ねて高調しておく次第である。

さらに、同年8月5日 内務省達番外によって前記予防法の施行を一掃便にするために、「牛疫新書」並びに「牛疫容体書」の外に牛病可治を頒している。（法令全書）

あとがき

ここまで『日本家畜防疫史』の冒頭から25ページまで、明治時代初期における我が国の家畜防疫の発祥からその基盤確立までの記録を紹介しました。本書は、さらに、当時の国策を反映して、朝鮮半島や中国（青島）への家畜移出に関わる検疫のこと、さまざまな家畜伝染病（炭疽、皮疽・鼻疽、気腫疽、狂犬病など）の発生と対応のこと、さらに、予防獣医学術の進歩（家禽コレラ、豚コレラなど血清療法の開発やツベルクリンの製造、馬伝染性貧血の研究）などが紹介されています。さらに、第二編“大正・昭和年代における家畜伝染病の流行状況と防疫”には、著者「山脇圭吉」先生自身が活躍された時代ということもあり、実に詳細な家畜防疫関連施策に加え、病名ごとの流行状況と防疫について、全500余ページにわたり紹介されています。何れも興味は尽きませんが、まずは、今から150年前の一通の外電から始まった我が国の家畜防疫の幕明けについての紹介は、これをもって終わりとさせていただきます。